

就学支援金交付対象学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

就学支援金の事務処理に係る留意事項について（通知）

標記について、先日開催されました都道府県私立学校事務担当者会議において、新制度対象者における「差止め」処理について、文部科学省の担当者から新たな取扱いの考え方が示されました。

つきましては、今後の取扱いについて以下のとおりとしますので、適切に処理していただくようお願いいたします。

1 現行の取扱い

収入状況届出書等が期限内に提出されなかったため、支払いを一時差止めした場合は、「やむを得ない理由」により支給を7月から遡及しない限り、翌年6月支給分まで不受給となる。

【参考】高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第1版）P15

ii) 収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合

→支払一時差止め通知（様式22、様式23）（7月～翌年6月分）の発出

※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、7月分から遡及して支給する。

（略）

（留意事項）

イ 支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、正当な理由がなく期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することはできない。

2 新たな取扱い

収入状況届出書等を失念等によって提出していなかったなど「やむを得ない理由」以外のケースにおいて、その後に受給権者から収入状況届出書等を提出する意向が示された場合には、受給権者から受給権を放棄する旨の申出を受けた上で、改めて新規認定をすることにより将来に向かって支給することができる。

【趣旨】

収入状況届の提出により、翌月から一時差止めを解除するため

【事務手続】

1. 受給権者から受給資格放棄申出書（別添）を受理
2. 授業料支援システムにより通常の新規認定処理
（受給資格消滅者一覧の備考欄に「平成〇〇年〇月〇日受給資格放棄申出書提出」と記載してください。）
3. 受給資格認定申請書等を受理
4. 授業料支援システムにより通常の新規認定処理
（受給資格認定申請者一覧の備考欄に「平成〇〇年〇月〇日受給資格放棄申出書提出」と記載してください。）

※当該生徒は当初の認定番号とは異なる番号が付与されることになります。